平成２７年（フ）第４９号
茨城県取手市双葉１丁目11番３号、前住所茨城県龍ケ崎市小通幸谷町474番地８
債務者　足立　　全
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
茨城県龍ケ崎市平台３丁目６番地15
債務者　村井　芳美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
茨城県守谷市松ケ丘４丁目５番地４
債務者　鈴木　友美（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
茨城県守谷市松前台１丁目25番地３
債務者　古谷　幸二
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
茨城県牛久市ひたち野東５丁目20番地２
ウォーターレイ108、前住所茨城県土浦市大手町12番14号
債務者　中尾　宏子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目20番地５　カサ・パトリシアン303号室、前住所茨城県龍ケ崎市松ケ丘１丁目４番地６　石塚方
債務者　野月美香こと　許　　星熙
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
静岡県富士市伝法1676番地の12　ヤマト建設株式会社
債務者　利根川　昇
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８６号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目19番22号　エスポワール武庫之荘北Ｖ101号
債務者　大西　敬三
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８７号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目19番22号　エスポワール武庫之荘北Ｖ101号
債務者　大西　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９８号
大分市大字片島925番地の１　首藤アパート205
債務者　江藤　智浩
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
大分市大字片島925番地の１　首藤アパート205
債務者　江藤　里美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目11番14号
債務者　石橋　淳一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県伊丹市野間１丁目３番７－101号、前住所兵庫県尼崎市武庫川町３丁目69番地プロパレス武庫川グランリーヴァ303号
債務者　阪口　康子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
兵庫県伊丹市野間３丁目４番19号　107号
債務者　呉屋　　隆
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
兵庫県芦屋市岩園町28番20号　Ｂ－101
債務者　ヒプノセラピールーム・フジモリこと藤森千加子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１３号
北九州市小倉南区北方３丁目43番１号
債務者　安部　真悟
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部